

平成 22 年 7 月 20 日

平成 23 年度  
税制改正に関する要望

東京税理士政治連盟

# 平成 23 年度税制改正に関する要望

平成 22 年 7 月 20 日  
東京税理士政治連盟

## はじめに

本要望書は、傘下 48 単位税理士政治連盟の意見を参考としつつ、前年までの本連盟の税制改正に関する要望書及び東京税理士会の税制及び税務行政の改正に関する意見書等と比較検討して、幹事会の機関決定を経て取りまとめたものである。

租税とは、国や地方公共団体などの公共部門が、その活動を維持するための財源として、法律に従い、強制的に徴収する貨幣である。したがって、税制と財政は相互に密接な関係がある。安定財源の確保という租税の直接的な目的を達成する上で、租税の社会的経済的效果を考慮しつつ、税制を考えていく必要がある。近年、特に、雇用や医療・年金等の社会保障費が急激に増加し、深刻な財政不足に陥っている。財政を健全化していくには、所得課税中心では賄えきれず、所得・消費・資産にバランスよく課税していくことが必要である。

また、「財政の健全化・透明化」を進めて、国の標榜する「強い財政」を具現化するためには、国及び地方公共団体の会計について、現行の官庁簿記方式（単式簿記・現金主義会計）から複式簿記・発生主義会計に変更して日本の国家財政にも複式簿記による貸借対照表を作成し、本当の財政状態を明らかにしていくことが肝要である。なお、東京都では日常の会計処理に複式簿記・発生主義会計を平成 18 年 4 月から導入しており、その結果、従来の会計制度ではできなかった多様な財務諸表の作成をすることができるようになり、事業単位のコスト分析などが可能となっている。世界の大半の国が複式簿記・発生主義会計を導入している今日において、わが国においても公会計制度改革が不可欠である。

なお、税制の具体化にあたって、以下の視点を十分配慮し、税制を構築していくべきである。

- (1) 負担能力に応じた公平性に配慮した税制
- (2) 立法過程などの透明性に配慮した税制
- (3) 国民の納得が得られる税制
- (4) 時代に適した税制

## I 個別税法改正項目

### 1. 役員給与の損金不算入規定を見直し（法法 34）（継続）

▼平成 18 年度税制改正において、法人税法上、支給される役員給与が事前の定めによるものか否かにより、損金算入の是非を判断し恣意性を排除することとなった。しかし、法人税法第 34 条（役員給与の損金不算入）の規定が、損金算入される役員給与を限定列挙するという手法を用いているために、法が予定していない役員給与については、それがたとえ事前の定めによるものであり、恣意性がないものであったとしても損金不算入となるという不合理が生じている。条文構造の見直しを求めたい。

▼役員給与の本質は職務執行の対価であることから、会社自治を尊重し、恣意性のないものについては当然に損金算入されなければならない。

また、法人が役員給与を減額改定する場合の取扱いは、会社法により多様化した支給形態に対し、法人の予測可能性を確保すべく明定化することが必要である。

### 2. 土地建物等の譲渡所得の課税方法を見直し、不動産所得の損益通算制度は廃止する（所法・継続）

▼土地建物等の譲渡所得については、分離課税制度を適用しているが、所得金額が少ない階層には分離課税の税率は、一層割高となることから課税方法を見直すべきである。

また、損益通算及び繰越制度は、租税法の基本である担税力に応じた課税を行うという原則を実現するための制度である。バブル崩壊後、不動産の譲渡により多くの納税者に損失が生じている現状を考えると、不動産の譲渡損失を他の所得と損益通算することにより、土地の流動化を促進し、課税の公平を図り、経済の活力を取り戻すことは、国民生活の向上にとって不可欠の政策であるといえよう。

▼土地等に係る負債利子によって生じた不動産所得の損失の金額については、平成 4 年分以後は損益通算が認められていない。この制度は、地価高騰や過度な節税への対策として設けられたものであるが、このような損益通算の制限を行うことは所得のないところに課税する結果を招くことになり、土地税制の緩和が求められている現状にはなじまない。

平成 10 年度改正によって、法人税では新規取得土地等に係る負債利子の特例が廃止されていることからも、これとの整合性を保つためにもこの制度は廃止すべきである。

### 3. 消費税の届出書類等の提出期限の見直し（消法 9、同 37・継続）

▼平成 15 年度改正法施行により、小規模事業者である消費税納税義務者が大幅に増加することとなった。消費税に関する様々な議論が叫ばれる今日、現行消費税法が小規模納税義務者に求めている繁雑な届出制を簡素化すべきであり、例えば「課税事業者選択（不適用）届出書」や「簡易課税制度選択届出書」の提出期限を、適用を受けようとする課税期間の前課税期間分の確定申告期限までとする等の改正をすべきである。

▼また、消費税法 37 条の 2（災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例）では、災害等に伴う不意な設備投資に備え、期首にさかのぼって簡易課税制度の適用を受けることをやめることが認められていることからも、小規模事業者の実状に鑑み、課税売上に対して一定割合以上の課税仕入が生じた事業年度（年分）については、期首にさかのぼつて簡易課税制度の不適用が認められるべきである。

〈具体例〉		
個人事業者が平成 24 年から課税事業者を選択する場合の届出書の提出期限		
現行法の提出期限		平成 23 年分の確定申告期限
	↓	↓ = 要望する提出期限
平成 23 年	平成 24 年	
H23 1/1	H23 12/31	H24 3/31

#### 4. 一括償却資産の損金算入制度の廃止及び少額減価償却資産の損金算入限度額の引き上げ（30 万円未満）（所令 138、同 139、同 139 の 2、法令 133、同 133 の 2、同 134、措法 67 の 5・継続）

▼事務処理の簡便化、少額資産の多種多様化などの見地より、すべての個人事業者と中小法人については、減価償却計算に関する事務処理の負担を軽減するため、一括償却資産の損金算入限度額を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を 30 万円未満に引き上げるべきである。

#### 5. 青色申告者の純損失及び欠損金の繰越控除を無制限に延長（所法 70、法法 57・継続）

▼企業における事業年度はゴーイングコンサーンの下で人為的に区切られたものにすぎず、損失も利益も本来は一体のものである。これは税法上においても尊重されるべきであり、青色申告書を提出した場合の、所得税における純損失の繰越控除及び法人税における欠損金の繰越控除については、期限の制限を設けるべきではない。

#### 6. 交際費課税への 10%課税の即時廃止及びその範囲の見直し（措法 61 の 4）（新規要望）

▼中小法人においては、得意先大法人等の事業関係者との取引を継続したり、業務遂行の円滑化を図ったりする目的で支出せざるを得ない交際費等も多いため、形式的に支出額の 10 %が課税される規定は即時廃止すべきである。

▼また、同様な趣旨から、中小法人が支出する祝い金、香典等や、受領者側で益金に計上されることによって結果的に二重課税となるものについては、その支出の目的に応じて社会通念上必要と認められる場合、会議費や少額飲食費等と同様に、交際費課税の範囲から除外すべきである。

## 7. 所得控除全体の見直しと人的控除部分の給付付き税額控除制度。（所法72～86）（新規要望）

- ▼一般家庭の世帯構成も従来とは変わってきており、現行のすべての所得控除に存在意義があるとは考えられない。また、現行の所得控除制度は、適用税率の高い高所得者に有利な制度であり、所得による格差が生じているのが実情である。
- ▼そこで、その所得による格差を是正するために、現行の所得控除のように、控除しきれない部分が足切りとなってしまう制度よりも、控除しきれない部分については還付される「給付付き税額控除制度」の導入を検討すべきである。
- ▼特に人的控除については、課税最低限を考慮した上で、それぞれの必要性を検討し、それらの多くのものは、給付付き税額控除制度へ移行すべきである。
- ▼なお、人的控除以外のものについては、創設当初の意義が乏しくなっているものがあり、それぞれの必要性を見直す必要がある。

## II 納税環境整備に関する項目

### 1. 税制の企画立案手続の公正性・透明性を確保すること。（共通・継続）

- ▼平成16年度税制改正における「土地・建物等の譲渡損益の他の所得との損益通算・繰越控除を不可とする」規定、及び平成18年度税制改正における「特殊支配同族会社の役員給与に係る損金不算入」規定の創設等、納税者に十分な周知がないままに、唐突の法改正が相次いだ。現在、税制改正については、要望の募集は行われるが、立案段階におけるパブリックコメント手続はとられていない。従って国民生活に直結する税制改正こそ、税務の専門家である税理士を活用しつつ、広く国民・事業者・専門家団体等に意見等を照会すべきである。この透明性を確保するシステムがひいては国民の国政に対する信頼性を確保する有効な手立てとなる。
- ▼また、行政立法手続である税務における政省令及び通達の制定改廃についても、同様の意見照会のシステムが必要である。

### 2. 国税通則法を改正し、納税者権利の章典制定。（継続）

- ▼国税通則法では「国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資すること」を目的に掲げたものの、納税者の権利に関して具体的な規定は有していない。また、行政手続法においては税務行政手続の大部分が適用除外となっている。したがって、「国民の納税義務の適正かつ円滑な履行及び国民の権利

利益の保護に資する」ために国税通則法上に納税者権利の章典を国税通則法上に制定すべきである。

- ▼他方、行政事件訴訟法の改正による国民の権利利益のより実効的な救済手続の抜本的な整備(平成16年)が図られた。また、行政不服審査法においても「簡易迅速な手続きによる国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」とされている。
- ▼国税通則法は、行政手続法・行政不服審査法・行政事件訴訟法の特別法であるから、それらの立法目的に合わせ、納税者の視点から国税通則法第1条の目的に「税務行政の公正の確保と透明性の向上を図り、納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加すべきである。

### 3. 更正の請求制度の見直し(通法23、同70・継続)

#### ① 更正の請求の要件の見直し

納税申告書を提出した者が、納付すべき税額の過大等の事由により更正の請求ができる対象は、「法律の規定にしたがっていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたこと」に限定されている。しかし、更正の請求制度は、そもそも納税者の権利救済を目的として設けられているので、このように適用対象を限定するような要件は設けるべきでない。よって、選択誤りの場合等にも広く更正の請求を認めるべきである。

#### ② 更正の請求をすることができる期間を5年(現行1年以内)とすること。また、後発的事由による更正の請求の期間を1年(現行2月以内)とすること。

### 4. 国税不服審判所を、より公正な審議を行うことができる機関とすること。(新規)

- ▼国税不服審判所は現在、納税者の権利救済の役割を十分に果たしていない。国税不服審判所長は、国税庁長官が財務大臣の承認を受けて任命し、その他の職員も税務行政庁の職員が多数を占めており、その独立性が保たれているとはいえない。よって、国税不服審判所を、より客観的で公正な審議を行うことができる第三者性を高めるため、以下のようないかん改正を行うべきである。

- ① 異議申立前置主義・不服申立前置主義の廃止とこれに伴う処分時の理由附記の原則化。
- ② 不服申立期間の延長。
- ③ 国税不服審判所の第三者性の確立。
- ④ 審査請求における対審的構造の導入。
- ⑤ 審理の対象を原処分理由に限る。
- ⑥ 証拠書類の閲覧・謄写・印刷を認める。
- ⑦ 裁決をすべて公表する。